

# 令和 7 年度 沖縄県優良県産品推奨事業業務委託 公 募 要 領

沖縄県では、以下の事業を実施します。受託を希望される方は、本要領に従って企画提案書等を提出してください。

なお、この公募は、令和 7 年度当初予算成立を前提とした年度開始前の準備手続であり、県議会において当初予算案が否決若しくは修正された場合は、一部又は全部の契約を締結できないことがありますので、予めご留意願います。

## 1 委託事業名

沖縄県優良県産品推奨事業業務委託

## 2 事業の目的

沖縄県経済の活性化を図るためには、県産品の消費拡大等による産業振興が必要であり、県内企業が、県内市場のみならず県外市場へも販路を拡大していくことが重要である。このため、選定審査会における審査を経て選定された製品を沖縄県優良県産品として推奨し、県産品の販路拡大を図ることを通じて、沖縄県の稼ぐ力の強化を推進することを目的とする。

## 3 事業期間

契約締結の日から令和 8 年 3 月 31 日まで

## 4 企画提案の内容

「令和 7 年度沖縄県優良県産品推奨事業業務委託企画提案仕様書」のとおり。

## 5 公募期間

公告開始の日から令和 7 年 3 月 12 日（水）正午まで（必着）

## 6 提案額

13,584 千円以内（消費税及び地方消費税含む）

※当該提案額は、企画提案のために提示する金額であり、契約金額ではない。

## 7 応募資格

次に掲げる要件を全て満たす法人または複数の法人からなる共同企業体とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定を準用する

<地方自治法施行令>

第 167 条の 4 第 1 項 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

(1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者

(2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者

- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき、更正手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (3) 自己又は自社の役員等が以下の要件のいずれにも該当する者でないこと及び次の各号に掲げる者がその経営に実質的に関与していないこと。以下の要件については資格確認のため、沖縄県警察本部に照会する場合がある。
- ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- イ 暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- ウ 暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者
- エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
- オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者沖縄県内に本社及び事業所を有すること。
- (4) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人でないこと。
- (5) 都道府県税、消費税及び地方消費税を滞納している者でないこと。
- (6) 加入義務のある社会保険（労働保険、健康保険及び厚生年金保険）に加入し、保険料の滞納がないこと。
- (7) 雇用する労働者に対し、最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）に規定する最低賃金額以上の賃金を支払っていること。
- (8) 労働関係法令を遵守していること。
- (9) 沖縄県内に本店を有する法人であること。
- (10) 業務進捗状況や内容等に関する打合せに円滑に対応できる体制を有する者であること。
- (11) 本事業と同種の契約実績があり、企画並びに実施に必要な知識・体制を有していること。
- (12) 共同企業体で実施する場合は、以下の要件を満たすこと。
- ア 共同企業体の中に代表法人を 1 者置くものとする。代表法人は、本事業の運営管理、共同企業体構成員相互の調整、財産管理等の事務的管理を主体的に行う母体としての機関とし、共同企業体を構成する法人を代表する。
- イ 代表法人が応募を行うこと。
- ウ 代表法人は以下の要件を満たすことが必須である。
- (ア) 沖縄県内に本店を有していること。
- (イ) 本委託業務を円滑に遂行するために必要な管理能力を有すること。
- エ 全ての構成員が上記(1)～(8)までの要件を満たし、いずれかの構成員が上記(9)～(11)までの要件を満たすこと。
- オ 共同企業体の構成員は、他の共同企業体の構成員となることはできない。

## 8 応募の手続き（スケジュール）

|        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|--------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 質問受付期間 | <p>受付期限：令和7年3月7日（金）</p> <p>提出先：沖縄県商工労働部グローバルマーケット戦略課</p> <p>仕様書等に疑義がある場合、質問書【様式1】を記入し、電子メールにより提出してください。</p> <p>aa050075@pref.okinawa.lg.jp</p> <p>※回答はグローバルマーケット戦略課HPにて随時掲載します。</p>                                                                                                                                                                                                                                 |
| 提案書提出  | <p>提出期限：令和7年3月12日（水）正午（必着） ※時間厳守</p> <p>提出先：沖縄県商工労働部グローバルマーケット戦略課</p> <p>応募書類等の提出は、持参又は郵送（簡易書留）により提出してください。なお、郵送の場合は提出期限必着とします。</p> <p>（提出先）</p> <p>沖縄県商工労働部グローバルマーケット戦略課</p> <p>〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県庁8階</p> <p>電話番号 098-894-2340 FAX番号 098-866-2526</p>                                                                                                                                                      |
| 審査委員会  | <p>日時：令和7年3月26日（水）午後予定</p> <p>場所：沖縄県庁内会議室</p> <p>※詳細な日時と場所は、提案書受付後、書類審査のうえ前日までにご連絡いたします。</p> <p>（備考）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>書類審査通過者はプレゼンテーション審査を実施しますので、各応募者は、提案書に沿って提案内容の説明をお願いします。</li> <li>1応募者につき、3名までの参加とさせていただきます。</li> <li>説明時間15分程度、質疑15分程度を想定しています。</li> <li>説明は提出済の提案書のみを用いて行い、追加資料は不可とします。</li> <li>時間の都合上、紙資料による説明としプロジェクター等は使用しません。</li> <li>なお、応募状況により書面審査となる可能性もあります。</li> </ul> |

## 9 提出書類及び必要部数等

下記様式2～7、その他資料を一連にして片面印刷で8セット（原本1部、コピー7部）を作成し、フラットファイル（A4縦）に綴って提出すること。 ※製本しない・ステイプル不要。

- (1) 企画提案応募申請書【様式2】
- (2) 会社概要表【様式3】
- (3) 誓約書【様式4】
- (4) 実績書【様式5】
- (5) 企画提案書【様式6】

次の事項を含めること。

- ア 円滑な業務を維持できる運営体制の構築
- イ 事業効果を高めるための工夫
- ウ 優良県産品の選定の具体的な実施方法
- エ 優良県産品等の販路拡大に関する具体的な実施方法
- オ 事業効果を検証するための具体的な実施方法

(6) 事業計画書【様式7】

(7) 積算書【様式8】

積算書の費目は以下の内容とし、各積算費目の内訳と単価、数量・人数等を記載すること。

(ア) 対象経費：事業の執行に必要な経費であり、具体的には以下のとおりである。

| 経費項目        | 内 容                                                                |
|-------------|--------------------------------------------------------------------|
| I. 人件費      | 事業に直接従事する者の直接作業時間に対する人件費                                           |
| II. 事務費     |                                                                    |
| 旅費          | 職員の出張又は専門家招集等招聘に係る経費                                               |
| 会場費         | 会議、説明会等に要する経費（会場借料、機材借料等）                                          |
| 謝金          | 審査会等に出席した外部専門家等に対する謝金等                                             |
| 借料及び損料      | 機械器具等のリース・レンタルに要する経費                                               |
| 消耗品費        | 物品であって備品に属さないもの（ただし、当該事業のみで使用されることが確認できるもの）の購入に要する経費               |
| 印刷製本費       | パンフレット、事業成果報告書等の印刷製本に関する経費                                         |
| III. 外注費（※） | 事業で必要と認められた経費について、外部へ委託する経費                                        |
| IV. 一般管理費   | 経費としての抽出、特定が困難なものについて、委託契約締結時の条件に基づいて一定割合の支払を認められた経費（（I＋II）の10%以内） |

※外注を行う際はあらかじめ県の承認を得ること。また外注費は総経費の2分1未満とすること。

(イ) 対象経費として計上できない経費

|                                                                                                  |                                                                                              |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・建物等施設に関する経費</li> <li>・事業上、当然備えるべき備品等（机、パソコン等）</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業中の事故・災害処理のための経費</li> <li>・その他事業に関係のない経費</li> </ul> |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------|

(7) 共同企業体構成書【様式9】（該当する場合のみ）

(8) 共同企業体協定書※要押印（該当する場合のみ）

※共同企業体の場合は、参加企業ごとに様式3を提出するとともに、共同企業体協定書を提出すること

(9) 定款

(10) 履歴事項全部証明書

(11) 決算報告書（貸借対照表（直近2期分）・損益計算書（直近2期分））

(12) 納税証明書（法人税、県税、市町村税の滞納がないことを確認できる書類）

(13) 労働保険、健康保険及び厚生年金保険に加入していることが確認できる書類（加入義務がない場合を除く。）なお、社会保険に加入義務がない場合は、その理由に関する申出書を提出すること。

## 10 受託事業者の選定

### (1) 選定の方法

- ア 沖縄県商工労働部内に設置する業務委託業者選定委員会（以下「選定委員会」と記す。）において、各提案内容を審査し、優先順位を決定する。
- イ 提案内容の審査は、提出された書類に基づく書類審査（1次審査）を行い、1次審査に合格した事業者を対象に、選定委員会において提案者によるプレゼンテーション審査（2次審査）を行う。なお、プレゼンテーションについては、提出期限までに提出された書類を基に行うものとし、それ以外に提出された書類等については、審査対象外とする。
- ウ 状況によりプレゼンテーション審査を行わず、書面のみで2次審査を行う場合がある。
- エ 選定委員会は非公開で行い、審査経過等に関する問い合わせには応じない。
- オ 選定委員会により選定した事業者が辞退した場合、又は、県との委託に関する協議が整わなかった場合には、次順位以降の者を繰り上げて、選定できるものとする。
- カ 一定水準を満たした提案がない場合、該当者なしとする場合がある。

### (2) 主な評価項目（予定）

選定審査においては、主に次の事項等について審査する。なお、沖縄県所得向上応援企業認証制度、沖縄県人材育成企業認証制度、沖縄県ワーク・ライフ・バランス企業認証制度の認証企業である場合、又はパートナーシップ構築宣言の宣言企業である場合は、加点を行う。

- ア 適合性：事業の趣旨、目的を理解した提案であるか。
- イ 有効性：優良県産品の選定方法が具体的で、成果を期待できるものとなっているか。
- ウ 実効性：企画提案内容を円滑に実施することができる組織体制・役割分担、スケジュール、類似事業実績があるか。
- エ 経済性：経費見積が、期待される成果に対し、妥当・効率的な積算となっているか。

### (3) 結果の通知

審査の結果については、令和7年4月1日（火）以降に電話又は文書にて通知を行う。  
なお、採否についての異議申し立て等は受け付けない。

## 11 委託契約について

### (1) 契約の締結

委託候補者と業務委託の内容及び額を協議した上で、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、契約を締結する。

### (2) 契約金額の支払方法

受託者から提出される実績報告書を基に、受託者が業務の実施に要した経費等から支払うべき額を確定する「精算」の方法を原則とする。

### (3) 契約金額

契約金額については、委託候補者から見積書を徴収し、予定価格の範囲内において決定する。なお、提出された経費見積書と同額にならない場合がある。

### (4) 契約条項

委託候補者との協議事項とする。

### (5) 契約締結の際は、契約保証金として契約額の100分の10以上の額を、契約締結前に納付する必要がある。ただし、沖縄県財務規則第101条第2項の各号のいずれかに該当する場

合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- (6) 本事業は国庫補助を受けて沖縄県が実施する事業であり、委託契約については、国からの交付決定後に行う。従って、委託業務の内容や積算項目等については、予算や諸事情により変更することがある。

## 12 その他留意事項

- (1) 書類提出にあたり使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 応募から契約までに係る諸経費については、企画提案者の負担とすること。
- (3) 実施は、県と協議で進めていくものとし、前提案内容の実施を保証するものではないこと。
- (4) 以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効とする。
  - (ア) 提出期限を過ぎて、提出書類が提出された場合
  - (イ) 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
  - (ウ) 本要領に違反すると認められる場合
  - (エ) 審査の公平性に影響を与える不正行為があった場合
  - (オ) その他担当者があらかじめ指示した事項に違反した場合
- (5) 委託業者の選定に関する審査内容や経過等については公表しない。
- (6) 検討すべき事項が生じた場合は、沖縄県商工労働部グローバルマーケット戦略課と受託者で別途協議して決めることとする。よって、企画提案された内容をすべて実施することを保証するものではない。
- (7) 委託事業の適性を期するため、必要があるときは委託者に対して報告を求め、または沖縄県職員が事業所に立ち入り、帳簿類その他の物件の検査や質問等ができること。
- (8) 委託業務完了にあたり、帳簿類の確認ができない場合は、委託料を減額される場合がある。
- (9) 契約締結後、消費税法等の改正により消費税及び地方消費税の税率が変動した場合は、変動後の税率により計算した消費税及び地方消費税額を含んだ委託金の額を上限とする契約の一部変更を行う場合がある。
- (10) その他、公募に係る詳細は、企画提案仕様書による。

### 【問い合わせ先】

〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県庁8階  
沖縄県商工労働部グローバルマーケット戦略課 (担当：與儀、亀川)  
電話番号 098-866-2340 F A X 番号 098-866-2526  
E-mail : [aa050075@pref.okinawa.lg.jp](mailto:aa050075@pref.okinawa.lg.jp)